

「神奈川県薬物濫用防止条例の改正に係る基本的な考え方」に関する提出意見及びこれに対する県の考え方

○ 意見募集期間

令和8年7月15日（水曜日）から令和8年8月14日（金曜日）

○ 意見募集結果

意見提出件数 10人（延べ20件）

意見内容の概要

区分	件数
A 条例改正全体に関すること	3
B 危険ドラッグ対策に関すること	9
C 医薬品の過剰摂取に係る対策に関すること	7
D その他	1
合計	20

意見の反映区分

区分	件数
A 条例改正の検討にあたり参考とするもの	4
B 今後の施策運営への参考とするもの	8
C 改正条例に反映できないもの	6
D 現行条例においてすでに盛り込まれているもの	0
E その他（感想・質問等）	2
合計	20

令和8年10月

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課

「神奈川県薬物濫用防止条例の改正に係る基本的な考え方」に関する

提出意見及びこれに対する県の考え方

意見内容区分

（Ａ：条例改正全体に関すること、Ｂ：危険ドラッグ対策に関すること、Ｃ：医薬品の過剰摂取に係る対策に関すること、Ｄ：その他）

意見反映区分

（Ａ：条例改正の検討にあたり参考とするもの、Ｂ：今後の施策運営への参考とするもの、Ｃ：改正条例に反映できないもの、Ｄ：現行条例においてすでに盛り込まれているもの、Ｅ：その他（感想・質問等））

整理 番号	意見内 容区分	意見要旨	意見反 映区分	県の考え方
1	C	<p>医薬品の過剰摂取に係わる対策について意見を述べさせていただきます。</p> <p>ここで言う医薬品の過剰摂取には、医療用医薬品（安定剤、睡眠剤等いわゆる向精神薬）の乱用と、OTC のオーバードーズの問題が含まれていますが、前者についてはこれまで通り医療関係者のリスクマネジメント問題（多重受診、偽造処方箋など）として対応すべきであり、依存症対策の一環として考えるべきです。</p> <p>一方、後者については今年 5 月から “指定濫用防止医薬品” についての販売規制が行われていますが、この「OTC のオーバードーズ」問題は、従来の違法薬物の乱用とは一線を画したものであり、対象薬物（特定の OTC）そのものには乱用を助長する “依存性” は認められず、問題の本質はオーバードーズを行う対象者にあると考えられるのです。</p> <p>例えば、今年度の薬物乱用防止講演会において、OTC のオーバードーズは、リストカットやピアス、タトゥー、根性焼き、過食嘔吐などと同じ “自傷行為” であると論じています。</p> <p>そういった問題に対して、医薬品（特定の OTC）だけの販売規制を行うのは間違った方向性であると言わざるを得ません。はっきり言えば薬局に対する営業妨害です。もしも特定の OTC を問題にするのであれば、カッターや安全カミソリも、あるいはピアスも販売規制しなければならないし、コンビニで菓子パンを買うときにはお一人様 2 個まで、ご自分でお食べになりますか？と聞かねばなりません。</p> <p>また指定濫用防止医薬品についても不明な点があります。例えばブロムワレリル尿素には確かに習慣性がありますが、市場ではすでに使われていません。それに対して同様の作用を持つアリルイソプロピルアセチル尿素は広くOTCに使われていますが、これには習慣性はないのでしょうか？</p> <p>従って、結論として現在の「OTC のオーバードーズ」問題には多くのミスリードがあり、本来、厚生労働省では無く文部科学省（学校教育）が中心となるべきものでしょう。</p>	E	<p>本条例は薬物の濫用の防止を図ることが目的であることから、これまで規定がなかった指定濫用防止医薬品の過剰摂取についても、条例に明確に位置付けた上で啓発等の施策を実施するために改正するものです。</p> <p>なお、指定濫用防止医薬品の販売に関する規制は医薬品医療機器等法に規定があることから、本県の条例への規定は想定しておりません。</p>

整理 番号	意見内 容区分	意見要旨	意見反 映区分	県の考え方
2	A	<p>啓発活動時にも力を発揮する条例改正だと思います。保護司をしています。保護司会の総会資料年間計画に「薬物乱用防止」啓発活動を明記しています。薬物乱用防止対策の一つとしては、若年齢化している現状をふまえ、正しい情報を提供することが私たちにできること、だと考えています。</p> <p>「薬物乱用とはなにか」「使用したらどうなるのか」、というだけではなく、「危険な場所に近づかない」、「安易に誘いに乗らない」、「ダメと言う勇気を持つ」、「困った時には家族・学校の先生・友だちなどに相談する」といったわかりやすい具体的な対応策も正しい情報だと思っています。</p> <p>情報提供はどこでしたらよいのか、となるとまずは、学校での薬物乱用防止教室をあげることができます。実際に薬物乱用防止教室を実施した学校では、終了時に、来年も来てください、とお話があります。</p> <p>毎年 7 月の強調月間に「保護司会」と「社会を明るくする運動推進委員会」が開催する「社会を明るくする運動」街頭キャンペーンでは、「薬物乱用防止」を全面に打ち出して、地元の中학생らの参加協力を得て、語り掛けと資材配布活動を実施しています。</p> <p>若者だけではなく高齢者が集う地域活動の場で「オーバードーズ」の話、お薬手帳の大切さの話をしております。</p> <p>これらの未然に防ぐための啓発活動で、条例改正の内容を伝え、より効果が得られるように思います。</p>	B	<p>薬物濫用防止の効果的な啓発が出来るよう、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

整理 番号	意見内 容区分	意見要旨	意見反 映区分	県の考え方
3-1	C	<p>指定濫用防止医薬品を販売する立場として、現行制度では年齢確認や販売個数の制限を行っているものの、複数店舗での買い回り等により一定量を手でできてしまう現状があります。販売時に適切な確認を行っても、購入目的を完全に見抜くことは困難であり、販売した医薬品が結果として過剰摂取に使用される可能性を完全に防ぐことはできません。条例案では販売者への指導や命令等が規定されていますが、販売事業者がどのような場合に調査や指導、警告、さらには中止命令の対象となるのか、その判断基準を明確に示していただきたいと考えます。販売現場が過度に萎縮することなく、適正販売に取り組める制度設計を望みます。</p>	E	<p>医薬品医療機器等法に規定があることから、指定濫用防止医薬品の販売に関する規制は条例には規定しません。</p> <p>本条例は薬物の濫用の防止を図ることが目的であることから、これまで規定がなかった指定濫用防止医薬品の過剰摂取についても、条例に明確に位置付けた上で啓発等の施策を実施するために改正するものです。</p>
3-2	C	<p>市販薬を過剰摂取する若年者の多くは、興味本位ではなく、自己肯定感の低さや家庭・学校・人間関係などの悩みを抱え、生きづらさの中にいるケースが少なくありません。「死にたい」のではなく、「苦しさを理解してほしい」「誰かに気づいてほしい」という思いが背景にある場合も多くあります。そのため、条例違反という側面のみを強調するのではなく、相談窓口や医療機関、福祉、教育機関、支援団体などへつなぐ仕組みを充実させることを条例の理念や運用に位置付けていただきたいと考えます。規制だけではなく、支援へ結び付ける「温かい条例」とすることで、薬物濫用防止と若年者支援の双方に資する制度となることを期待します。</p> <p>学校現場にも関わる立場として、オーバードーズの背景には薬物の問題だけではなく、子どもたちの孤立や生きづらさがあることを実感しています。条例が「規制」にとどまらず、支援につなぐ契機となることを強く期待します。</p>	B	<p>本条例改正においては条例の対象に指定濫用防止医薬品の過剰摂取についても施策の対象とすることを明確にした上で、引き続き啓発等を実施していきます。</p> <p>また、薬物濫用に対しては防止と支援の両方が必要であるため、支援については今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

整理 番号	意見内 容区分	意見要旨	意見反 映区分	県の考え方
4	D	<p>(教育及び学習の推進)</p> <p>第9条 県は、青少年をはじめとする県民が薬物の危険性に関する正確な知識に基づき行動することができるよう、教育及び学習を推進するために必要な措置を講ずるものとする。」に該当すると思われますが、医薬品の正しい使い方やセルフメディケーションについて、理解することが大切かと考えます。</p> <p>それにより、様々な問題を考える足がかりになるのではと思います。</p>	B	薬物濫用防止の啓発時の参考とさせていただきます。
5	A	<ul style="list-style-type: none"> ・危険ドラッグとして、いわゆる包括規制することに賛同します。 ・マスコミの報道等にもありますが、危険ドラッグは、規制をかいくぐって販売するとともに、危険な薬物との認識もあるのに、合法だと宣伝・販売しているため、製造や販売業者を規制することは必要だと思います。 ・また、増加が懸念されている医薬品の過剰摂取に係る対策として、医薬品医療器等法において定義された「指定濫用防止医薬品」を本条例の対象薬物に追加し、対応を取っていくことに賛同します。 	B	引き続き、薬物濫用防止対策を推進してまいります。
6—1	B	<p>危険ドラッグ対策における包括的な規制の実施について</p> <p>○危険ドラッグ対策について</p> <p>危険ドラッグ対策をいわゆる「いたちごっこ」と表現していますが、未規制物質の規制を繰り返すことが、国の危険ドラッグ対策の方針となっていて、現状でも規制する方法があるので、新たな規制が必要な状況ではないと思います。</p>	C	物質ごとの規制では新たに出現する物質の規制が後追いとなる状況があったことから、包括的な規制についての検討を進めています。

整理 番号	意見内 容区分	意見要旨	意見反 映区分	県の考え方
6-2	B	本条例で独自の規制をしても、県民が県外で購入や使用ができるのでは、薬物乱用問題の根本的な解決になりません。本当に県が良いと思う危険ドラッグ対策があれば、国に提案し、全国統一した対策をして欲しい。	B	全国で統一した対策の実施について国への提案を実施するなど、引き続き働きかけていきます。
6-3	B	○「危険薬物」という言葉について 本条例で「危険薬物」という言葉を使うことに反対します。ご存知だと思いますが、「危険ドラッグ」という言葉は、平成 26 年に「いわゆる「脱法ドラッグ」」に代わる呼称として、国が公募し、選ばれました。この際、「危険薬物」という言葉も候補として挙がりましたが、厚生労働省では、「薬物」は法令用語と重なるため使用を控えるとし、「危険薬物」という言葉は落選しました。この 10 年間、行政やマスコミでも統一して「危険ドラッグ」という呼称を使って薬物乱用防止の啓発をしています。本条例で「危険薬物」という言葉を使うと、「危険薬物」と「危険ドラッグ」が混在することになり、県民は混乱します。本条例で新たな「危険薬物」という言葉を使わないでいただき、国が全国で統一して行っている「危険ドラッグ」対策の邪魔をしないで欲しい。	C	本条例では制定当初から「薬物」という用語の定義がなされていることから、「危険薬物」という用語を使用することについては支障ないものと考えています。ご指摘の懸念点につきましては「危険ドラッグ」との混同が起らないよう、適切に周知等を図り運用していきます。

整理 番号	意見内 容区分	意見要旨	意見反 映区分	県の考え方
6-4	B	<p>○「危険薬物」の定義について</p> <p>本条例で「危険薬物」を「成分構造によらず中枢神経系の作用を有し、人に健康被害が生ずるおそれがある物」と定義することになると、カフェインやエタノールが含まれる食品も「危険薬物」に該当することになると思います。特に飲酒による事故や事件が後を絶たちません。エタノールが含まれる食品を規制することは、本条例第1条の目的に合致するので、規制を進めて欲しい。</p>	C	<p>危険薬物の定義は現行条例第 2 条第 6 号と同等のものを想定しており、現行条例の「薬物」に含まれる範囲と変わらないものと考えています。</p>
6-5	B	<p>○「健康被害が生ずるおそれがある」について人体に生じた変化がその人にとって悪影響の場合は、「健康被害」という言い方になると思いますが、その人が良影響と考える場合は、「健康被害」と言えなくなります。また、「健康被害」が生じる時間には個人差があると思います。「健康被害」の原因を特定することは難しく、規制する対象の物を決めることができないと思います。「生ずるおそれがある」についても、健康被害が生じる可能性が1%であっても、99%でも同様に対応することになると思います。県民目線で考えていただければわかると思いますが、何が規制対象の物となるのかを一目でわからないルールはやめてください。</p>	B	<p>本条例改正は規制が後追いとなる状況を防ぐ狙いがあることを踏まえつつも、可能な限り規制対象を明確にして運用できるように検討を進めていきます。</p>

整理 番号	意見内 容区分	意見要旨	意見反 映区分	県の考え方
6-6	C	<p>医薬品の過剰摂取に係る対策について</p> <p>○本条例の「薬物」に「指定濫用防止医薬品」を追加することについて「指定濫用防止医薬品」の過剰摂取を防ぐことは、県民の健康を守るために重要だと思います。しかし、OTC 医薬品として販売されている「指定濫用防止医薬品」を麻薬や覚せい剤と同じ「薬物」として、本条例で規制することは、止めて欲しい。「指定濫用防止医薬品」は、定められた用法・用量や使用目的を守ることを啓発し、麻薬や覚せい剤は、使用しないことを啓発する必要があると思うので、「指定濫用防止医薬品」を麻薬や覚せい剤と同じ「薬物」として扱うのは難しいと思います。本条例では「指定濫用防止医薬品」を「薬物」としてではなく、「指定濫用防止医薬品」として追加し、本条例の各条文の記載内容を整理して欲しい。</p>	C	<p>指定濫用防止医薬品については、定められた使用方法等を守ることも重要である一方、濫用防止の観点からも対応していく必要があります。</p> <p>また、現行条例における「薬物」の定義には医療用の麻薬及び向精神薬も含まれていることも念頭に置きながら、条文の記載内容を検討していきます。</p>
6-7	A	<p>神奈川県薬物濫用防止条例の改正に係る基本的な考え方全般について日本では、第2次世界大戦後、麻薬取締法や覚せい剤取締法等で薬物自体の所持等を規制しています。このような規制を長年に渡り行っているにも関わらず、薬物乱用は無くなっていません。薬物自体の規制を行うことは一定程度の効果があると思いますが、神奈川県だけが今回のような「危険薬物」という新たな規制をしても薬物乱用は無くなりません。歴史が物語っています。薬物を売る人は、薬物を買う人・使う人がいて、儲かるから売っています。薬物を買う人・使う人がいなくなれば、薬物を売る人は、儲からなくなるから売りません。どのような状況であっても、最後は本人が薬物を使わないという判断ができるかに委ねられます。薬物自体の規制は国に任せて、神奈川県では、他の都道府県よりも薬物乱用防止の教育や啓発を今よりも強化して、薬物を買う人・使う人をゼロするという姿勢を示して欲しい。薬物自体を規制すれば、薬物乱用は無くなるという妄想は捨てていただきたい。薬物自体の規制ではなく、薬物乱用防止の教育や啓発を充実するという実効性のある神奈川県薬物濫用防止条例の改正を望みます。</p>	B	<p>教育や啓発の充実について、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

整理 番号	意見内 容区分	意見要旨	意見反 映区分	県の考え方
7-1	B	<p>立法事実について (意見) 基本的な考え方で示されている立法事実では条例改正する必要性はないと考えるが、他に改正する必要性があるのなら、その立法事実を明確にすべきである。</p> <p>(理由) ○基本的な考え方では、『危険ドラッグは、物質ごとに……法令で規制しているが、未規制物質が次々と出回り、いわゆる「いたちごっこ」が続いている。こうした状況に対応するため』条例改正が必要であるとしている。換言すると、法令で規制しなければならない物質が神奈川県内で次々と出回っていることがわかっているにもかかわらず、物質ごとに指定し規制する現在の条例スキームでは対応できないことを立法事実としている。</p> <p>○しかし、知事指定薬物の疑いがある危険ドラッグが出回っているのなら、条例第 14 条に基づく立入調査、第 17 条に基づく検査命令など、対応は可能である。(薬機法に基づく同様の対応も可能)</p> <p>また、条例第 2 条第 6 号に規定する危険ドラッグが出回り、保健衛生上の重大な危害が生じるおそれがあるのなら、第 18 条に基づく勧告など、対応は可能である。</p> <p>○したがって、現在の条例の物質ごとに指定し規制するスキームでも、知事指定薬物の「疑い」や、保健衛生上の「重大な危害が生じるおそれ」がある段階で対応は可能であり、条例改正は必要ない。</p> <p>○他方、実際に県内で出回っている(インターネット販売等を含めて)、危険ドラッグと思われる商品(それっぽい商品)は、条例第 14 条に基づく立入調査を行えるほど知事指定薬物の「疑い」や、第 18 条を適用できる程度の保健衛生上の「重大な危害が生じるおそれ」が分からないように、巧妙にカモフラージュされているため、現行の条例では対応できない、これが今回の条例改正の立法事実なのではないかと思われる。</p> <p>○つまり、現在の条例で危険ドラッグと思われる商品(それっぽい商品)を規制しようと</p>	A	<p>これまでも、物質ごとの規制では新たに出現する物質の規制が後追いとなる状況があったことから、頂いた御意見も参考にしながら包括的な規制についての検討を進めています。</p>

整理 番号	意見内 容区分	意見要旨	意見反 映区分	県の考え方
		<p>しても、「一定程度の知事指定薬物の疑い」又は「重大な危害発生のおそれ」の条件に合わないから、薄い「疑い」や重大でない「健康被害が生ずるおそれ」で規制できるようにするための条例改正なのではないか。（その程度の商品を条例で規制する意味があるのかは別にして）</p> <p>○そうであるなら、基本的な考え方の記載は『危険ドラッグは、物質ごとに……法令で規制しているが、現在の条例による規制では対応できない巧妙な商品が出回っている、こうした状況に対応するため』が適当と考える。</p>		

整理 番号	意見内 容区分	意見要旨	意見反 映区分	県の考え方
7-2	B	<p>「危険薬物」の範囲について (意見) 条例改正すべきでないと考えるが、改正するなら「危険薬物」に該当する又は該当しない範囲を明確にすべきである。 (理由) ○ストレスフルな現代社会では、精神神経系への作用をねらった食品、芳香剤等の商品は数多くあり、「中枢神経系の作用を有し、人の身体に対する危害が発生するおそれがある物(危険薬物)」及び「人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途」の範囲があいまいなまま、「危険薬物」に禁止規定を設けると、これらの適正な事業活動を阻害するおそれがある。 ○例えば、カフェインやカプサイシンが含まれる食品、リラックスする匂い成分を含んだ芳香剤は、中枢神経への作用を有し、相当量含有していたり、アレルギー等を引き起こせば、身体に危害が発生するおそれがあるため「危険薬物」に該当することになる。このような商品を事業者が開発し、販売等した場合、実際に違反措置が執られることはないとしても条例に違反する事実は重く、事業者が躊躇する可能性は否定できない。 ○また、あいまいな定義の対象物に包括的な禁止規定を条例に規定する自体が、罪刑法定主義の観点から不適當であり、条例改正すべきでない。 ○しかし、規制せざるを得ない立法事実があるのなら、「危険薬物」に該当する又は該当しない事例を示すなど、適正な社会経済活動を阻害しないようにすべきである。</p>	A	<p>適正な社会経済活動を阻害しないようにすることは重要と考えますので、可能な限り規制対象を明確にするよう検討を進めていきます。</p>
7-3	C	<p>医薬品の過剰摂取に係る対策について (意見) 医薬品医療機器等法によって指定される「指定濫用防止医薬品」を条例の対象薬物に位置付けることにより、「過剰摂取を防ぐ観点において」何をしようとしているのか全く</p>	C	<p>薬物濫用防止は県と県民が一体となって進めていくことが重要であると考えますので、県と県民の責務として本条例で位置付けて施策を進めていくことが必要</p>

整理 番号	意見内 容区分	意見要旨	意見反 映区分	県の考え方
		<p>不明であり、条例改正に反対する。</p> <p>(理由)</p> <p>○先行して同様の規定をしている鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例第 15 条の 2 では、県が指定濫用防止医薬品を含めた医薬品の適正使用を推進する責務を有することや、県民が医薬品を適正に使用しなければならないことを規定しているが、これらのことは条例に規定するまでもなく当然のことである。また、薬局開設者や医薬品販売業者に対する規制は法により規定されており、条例で努力義務を重ねたところで全く意味がない。</p> <p>○神奈川県が条例を改正して何を実現しようとしているのか不明だが、近年オーバードーズが社会問題化しているからといって、県の政策として実効性を伴わない、意味のない条文は、将来にわたって禍根を残すため規定してはならない。必要な対策は予算事業として行うべきである。</p>		<p>と考えています。</p> <p>なお、医薬品医療機器等法に規定があることから、指定濫用防止医薬品の販売に関する規制は条例には規定しません。</p> <p>なお、必要な対策については、予算事業としても引き続き実施していきます。</p>
8	B	<p>「危険薬物」の定義について、「中枢神経系の作用を有し」という文言は不要と考え、新たに、</p> <p>以下のような定義を提案する。</p> <p>錯乱状態などの精神・意識症状をはじめ、自律神経症状、臓器別身体症状など、人に健康被害が発生するおそれがある物を成分構造によらず「危険薬物」と定義する。</p> <p>本条例改正の趣旨は、将来的に流通するおそれのある危険ドラッグの拡散を未然に防止することにあると解される。定義中の「中枢神経系の作用を有し」という文言は、英国の薬物規制などにも見られる伝統的な文言であり、一般人にとって理解しやすい規制基準として機能することが期待される。しかし、その一方で、未知の新規物質を迅速に規制対象とする場面においては、かえって障害となりうると考える。</p>	C	<p>これまで、いわゆる危険ドラッグとして流通していた物の多くが指定薬物又は麻薬に指定されていること、包括的な規制であっても規制対象は可能な限り明確にしておくべきであることを踏まえると、危険薬物の定義は医薬品医療機器等法に規定される指定薬物に準じたものとすべきと考えております。</p>

整理 番号	意見内 容区分	意見要旨	意見反 映区分	県の考え方
9—1	B	<p>【危険ドラッグの包括規制】</p> <p>危険ドラッグとして、いわゆる包括規制することに賛同します。マスコミの報道等にもありますが、危険ドラッグは規制(物質規制)をかいくぐって新たな薬物を、合法とうたい販売している。さらに、販売店は、県内にも数多く存在している。</p> <p>これらを防ぐには、物質規制では限界があることから、包括規制を導入することは意義のあることと考えます。</p> <p>さらに、パブコメでは、違反者に警告や中止命令などの行政措置を盛り込むとありますが、昨今の販売業者等の中には、行政措置に従わない場合もあるため、規制の実効性を担保するために、行政措置にとどまらず、罰則規定を設けることを希望します。</p>	A	<p>実効性を担保するための規制のあり方については、素案の検討の際の参考とさせていただきます。</p>
9—2	C	<p>【医薬品の過剰摂取】</p> <p>・医薬品の過剰使用についての、県及び県民の責務についても盛り込むべきである。類似条例である「鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例」においても、盛り込まれており、県及び県民ぐるみで過剰使用をなくす意気込みをしっかりと、条例に盛り込んでいただきたい。</p>	A	<p>現行条例においても県と県民の責務が定められておりますが、医薬品の過剰摂取対策に関する責務については、素案の検討の際の参考とさせていただきます。</p>
10	C	<p>神奈川県薬物濫用防止条例の改正にあたり、指定濫用防止医薬品を条例の対象に位置付け、一般用医薬品等の濫用防止対策を強化する方向性に賛同いたします。</p> <p>近年、特に若年層を中心とした一般用医薬品等の濫用が深刻な社会問題となっています。令和8年5月に施行された改正薬機法では、「指定濫用防止医薬品」が法律上明確に位置付けられ、販売時に購入状況や年齢、多量購入時の理由等を確認するなど、薬局・店舗における販売規制が強化されました。</p> <p>一方、地域の薬局で日々住民を接している薬剤師の立場から申し上げますと、薬物濫用防止は「売らないこと」だけでは解決しません。</p> <p>同じ医薬品を繰り返し求める、必要以上の量を購入しようとするといった行動の背景には、依存だけでなく、心身の不調や生活上の問題などが潜んでいる場合があります。</p>	B	<p>指定濫用防止医薬品を含めた薬物濫用防止対策においては、薬剤師、保護司、薬物乱用防止指導員、教職員、警察官など非常に多くの方が関わっており、相互の連携は重要と考えます。</p> <p>県においても薬物乱用防止対策推進本部、薬物クリーンかながわ推進会議等において相互の連携を推進しておりますが、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

整理 番号	意見内 容区分	意見要旨	意見反 映区分	県の考え方
		<p>薬剤師には、販売時の確認によってその兆候に気づき、適正使用を促すとともに、必要な場合には医療機関や行政、相談支援機関等につなぐ役割があります。</p> <p>したがって、指定濫用防止医薬品を県条例の対象とするのであれば、国の販売規制にさらに規制を重ねるだけではなく、薬局・薬剤師を「地域における薬物乱用の予防・早期発見・相談支援の担い手」として明確に位置付けていただきたいと思います。</p> <p>また、薬局がその役割を十分に果たすためには、適正販売のための体制西部に加え、薬剤師への継続的な研修、相談先・支援機関に関する情報提供、医療・行政・学校等との連携体制の構築が必要です。</p> <p>さらに、学校薬剤師による薬物乱用防止教育や、地域薬剤師会・薬局が行う啓発活動についても条例に基づく施策として積極的に位置づけ、支援していただきたいと思います。</p> <p>今回の改正が、単なる「規制の強化」にとどまらず、予防から早期発見、相談・支援までを地域全体で支える仕組みへと発展することを期待いたします。</p>		